

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (16)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

### 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (16)

#### 憲法第六十二条 【議員の国政調査権】

両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

#### 語句説明

- ①国 政・・・国の政治。行政だけでなく立法・司法をも含めて言うことがある。  
 ②出 頭・・・ある場所へ本人が出向くこと。本人が自分で役所などの法的機関に出向くこと。

#### 概要説明

国会が権能を十分発揮するためには、国政上の様々な事実を十分調査した上で、適切な判断を下すことが必要です。したがって、社会の状況や国民の要求などといった情報収集のために、両議院に、自主的な国政調査権を定めています。この権利を具現化するため、「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律」（議院証言法）で、国会において行われるいわゆる証人喚問について規定しています。また、国会法104条で、「各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない」と定め、官公署等に対する報告、記録請求を規定しています。

#### 国政調査権の限界

国政調査権は国政全般に及ぶものですが、日本では厳格に三権分立がなされており、他の機関の権限を侵すような調査はゆるされません。行政府に対し、何か具体的な処分を命じたり、公務委員の守秘義務を不当に侵害することはできません。また、司法府に対し、裁判に介入したり、裁判内容を批判することは、司法権の独立を侵すものとして許されません。

#### 浦和事件（1948年（昭和23年）4月7日）

生活苦のため、子供3人を道づれに無理心中を図り、自分だけが生き残った浦和充子に対し、浦和地裁は、懲役3年、執行猶予3年という温情判決を下した。ところが、参議院法務委員会は、当該裁判官や被告人の証人喚問を行ったり、公聴会を開くなどして、独自に事件の調査を行い、地裁判決は軽すぎる（1949年「昭和24年」）との決議を行いました。これに対して、最高裁判所は、国政調査の範囲を逸脱した措置であると抗議しましたが、参議院法務委員会は国政調査の適正な行使であると反論し、国政調査の意義とその限界がクローズアップされました。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

### お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🗺️ サイトマップ   🔍 このサイトについて   🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.